令和３年５月１８日
総務企画部長専決

八代市登録防災士事業実施要領

（目的）

第１条　本事業は、地域の防災活動に積極的に取り組む意欲のある者を「八代市登録防災士（通称 やつしろソナエイター）（以下「登録防災士」という。）」として認定し、地域における防災力向上に努めることにより、全ての市民が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

（対象者及び認定登録等）

第２条　本事業において登録防災士の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）八代市内に居住し、又は勤務する者であること。

（２）日本防災士機構が認証する防災士の資格を有し、登録防災士として活動することに賛同する者であること。

２　登録防災士としての登録を受けようとする者は、八代市登録防災士（登録・変更）申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。この場合において、日本防災士機構提供の八代市に居住する防災士名簿に記載のない者にあっては、防災士認証状又は防災士証の写しを併せて提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請をした者を登録防災士として登録するときは、八代市登録防災士名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載し、当該申請をした者に八代市登録防災士認定証を交付するものとする。

４　登録防災士は、登録情報に変更が生じたときは、登録防災士（登録・変更）申請書により、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

５　市長は、登録防災士が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録者名簿から当該登録防災士を削除するものとする。

（１）登録防災士本人から辞退したい旨の申出があったとき。

（２）登録防災士が死亡し、又は市外に転居し、若しくは所在不明が明らかになったとき。

（３）その他登録防災士としてふさわしくない行為があったとき。

（登録者名簿情報の提供）

第３条　市長は、地域における防災力向上のために必要と認めるときは、登録防災士が居住する地区の自主防災会又は自治会からの要請に基づき、当該登録防災士の同意を得た上で、その者に係る登録者名簿の情報（当該登録防災士の氏名、住所、連絡先、

メールアドレス並びにその者が加入する自主防災会及び自治会の名称をいう。以下同じ。）を当該自主防災会又は自治会に提供することができる。

２　前項の規定により登録者名簿の情報の提供を受けようとする自主防災会又は自治会は、八代市登録防災士名簿提供依頼書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による依頼があったときは、使用目的を確認の上、書面により登録者名簿の情報を提供するものとする。

（活動内容）

第４条 登録防災士の活動は、平常時にあっては市防災アプリや市緊急情報配信メール等の普及、マイタイムラインの作成支援、防災訓練や防災講話の協力等とし、災害時にあっては地域住民及びボランティアとの協働による避難所運営の協力等とする。

（育成）

第５条 市は、登録防災士の育成に努めるものとする。

（事業の所管）

第６条 本事業に係る所管は、総務企画部危機管理課とする。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。

附　則（令和７年３月１９日総務企画部長専決）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。